

大規模未利用市有地の利活用に向けた取組

1 未利用地の情報発信

- (1) 位置図や写真、参考価格の掲載など買い手が必要な情報を盛り込んだホームページを公開（令和2年9月）。
- (2) 耐震性のある校舎などがある学校跡地について、文部科学省が実施している「みんなの廃校プロジェクト」へ登録（令和元年10月）。
- (3) サウンディング調査の開始や市有地売却等の情報を配信するメールマガジン登録サイトを開設（令和2年4月）。

2 未利用地売却の斡旋業務の開始

(1) 概要

売却を進めている大規模未利用市有地のうち、一般競争入札に付したが不調となった物件について、先着順受付期間において民間のノウハウを活用した売却を図る。

(2) 事業手法

不動産関係の2つの協会と協定を締結（令和2年10月）し、各協会会員の不動産会社に物件の買受希望者の詮索を依頼。

買受希望者を詮索し、市有地売却の契約締結に至った場合には詮索した協会会員に対し、売却金額に応じた手数料（土地売買価格の税抜2.0%）を支払う。

3 既存未利用地の売却に向けた検討・課題整理

これから売却を図るべき未利用地（40件）について、

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 現状のまま売却可能 | ② 何らかの手を加えれば売却可能 |
| ③ 貸付であれば可能 | ④ 売却困難 |

に分類し、個別物件の位置づけを整理。

今後、各分類から数件を抽出し、売却に向けた課題整理や必要作業を具体的に進める。